

軌道法施行規則及同法第二十五條の 規定に依る職權委任に關する省令改 正並に之に伴ふ事務處理取扱に就て

伴 純 夫

軌道法施行規則及同法第二十五條の規定に依る職權委任に關する省令の改正が、三月二十六日付内務、鐵道省令第一號及第二號を以て公布、四月一日より施行され、之に伴ふ事務取扱書類提出方に就ても四月一日付内務省土木局長、鐵道省監督局長連名監雜第四六六號を以て各關係官廳及軌道營業者に指示されたことは、既に本誌前月號にも掲

載せられ、重ねて本誌を煩すことは些か蛇足の嫌はあるが、改正された主なる點や、之に伴ふ事務處理取扱等に付、簡單に説明を加へ關係事務擔當者の御參考に供したいと思ふ。

順序として先づ今回改正された主なる點を述べれば

(一) 職權委任に關する省令の改正

人力又は馬力を動力とせざる軌道に關する事項にして、運賃の臨時割引、運輸に關する料金の變更は從來鐵道大臣の認可を要したが（軌道運賃割引規程に據るものを除く）、事務簡捷の趣旨を以て之を地方鐵道局長に委任された、即ち第三條の追加を見たのが之である。重複するが左に第三條の全文を掲げて見やう。

第三條 人力又は馬力を動力とせざる軌道に關する事項にして左に掲ぐるものは之を鐵道局長に委任す

一 運賃の臨時割引

二 運輸に關する料金の變更

前項の規定に依り處分を爲したるときは運賃及料金を具し其の處分の月日を鐵道大臣に報告すへし。

(二) 軌道法施行規則の改正

次に軌道法施行規則の改正された主な點を述べれば、
一、所謂業務に關する事項に付ては、新に地方鐵道局長の關與を許し、即ち(イ)「旅客、荷物の運賃、運輸に關する料金の制定及同上の變更の認可申請書」、
「運賃、料金、

運轉速度、度數の實施及發著時々の變更の届出中鐵道大臣に提出すべきもの」等は、從來地方長官を經由し居りたるも、所管鐵道局長を經由することに改め、(ロ)「運輸開始の實施」、
「重大なる運轉事故及其の他の事故」等に付ては、新に所管鐵道局長にも届出でしめ、(ハ)「他の陸上運送事業者と連絡、直通運輸及運賃其の他運輸に關する協定」に付ては、陸運調整の見地より從來に比し其の範圍を擴張すると共に之を所管鐵道局長に届出でしむることに改り。

二、從つて業務に關せざる事項と雖も運輸開始後の事項に關しては、原則として副本を所管鐵道局長に提出せしむることとなり。三、既認可と同一設計に依る車輛の増加に付ては、從來内務、鐵道兩大臣への届出事項なりしを、臨時資金調整法等の關係を考慮し之を認可事項に改め。四、反對に車輛の設計變更及假設工事にして輕易なるものは、地方長官に届出しむることとなり。五、商法改正に伴ひ地方鐵道準用規定中第二十七條乃至第二十九條が削除された等の諸點であるが、重ねて左に解り易く條文の順序を追つて新

舊對照表を掲げて見やう。

軌道法施行規則新舊對照表

件名	舊規定	新規定	改正條文
工事施行認可後の線路及工事方法變更 (重要なもの)	内鐵兩大臣の認可	内鐵兩大臣の認可 運輸開始後のもの副本鐵道局長に提出	第三十一條 第三項
運輸開始の實施	鐵道大臣及地方官長に届出	内鐵兩大臣、地方長官及鐵道局長に届出	第十七條 第二項
第十九條乃至第二十二條の規定に依る認可申請書 (旅客、荷物の運賃、運輸に關する料金の制定及同上の變更)	地方長官經由、鐵道大臣に提出 (運輸に關する料金の變更は今回職權委任となる)	鐵道局長經由、鐵道大臣に提出、副本地方長官に提出	第二十二條の二
第二十四條の規定に依る認可申請書 (運轉速度、度數及同上の變更)	地方長官經由、鐵道大臣に提出	地方長官經由、鐵道大臣に提出、副本鐵道局長に提出	第二十四條の二
第二十三條及第二十四條の規定に依る届書 (運賃、料金、運轉速度、度數の實施、發着時刻の變更)	鐵道大臣に提出すべきものは地方長官經由	鐵道大臣に提出すべきものは鐵道局長經由	第二十四條の二
第二十六條の規定に依る届出 (重大なる運轉事故及其の他の事故)	重大なる事故 内鐵兩大臣及地方長官に届出 其の他の事故 鐵道大臣及地方長官に届出	重大なる事故 内鐵兩大臣、地方長官及鐵道局長に届出 其の他の事故 地方長官及鐵道局長に届出	第二十六條
第二十七條の規定に依る地方鐵道法施行規則準用規定中	内鐵兩大臣の認可	内鐵兩大臣の認可 運輸開始後のもの副本鐵道局長に提出	第二十七條 第二項
第二十一條第一項本文及第二十五條第一項本文の規定に依る申請書 (車輛の設計變更及假設工事中重要なもの)			

第二十一條第一項但書、第二十五條第二項但書の規定に依る届書
(車輛の設計變更及假設工事中輕易なるもの)

第二十一條第二項
(既認可と同一設計に依る車輛の増加)

第二十二條の規定に依る届出
(車輛の製作購入及改造)

第二十六條の規定に依る認可申請書
(他ノ所屬車輛ノ直通運轉)

第二十七條、第二十八條及第二十九條
(株金全額拂込前の資本増加、後配株發行及株式申込證記載事項)

第三十三條の規定に依る届出
(車輛の譲渡、廢止及貸渡)

第四十五條の規定に依る認可申請書
(營業休止、廢止及會社解散)

第四十八條及第四十八條の二の規定に依る届書
(他の陸上運送事業者と連絡、直通運輸及運賃其の他運輸に關する協定)

第十八條の規定に依る届出
(新設軌道の輕易なる線路及工事方の變更)

右に述べた諸點が今回改正された大要であるが、之等の改正に伴つて監督上又は各關係官廳間の密接なる連絡等の

内鐵兩大臣に届出

地方長官に届出、運輸開始後のもの副本鐵道局長に提出 第一項

内鐵兩大臣に届出

運輸開始後のもの副本鐵道局長に提出 第二項

昭和十一年十二月監軌第二四八五號通牒に依り内鐵兩大臣に届出

内鐵兩大臣の認可

内鐵兩大臣に届出、副本鐵道局長に提出 第一項

内鐵兩大臣に届出

内鐵兩大臣に届出、副本鐵道局長に提出 第一項

内鐵兩大臣の認可

内鐵兩大臣の認可、副本鐵道局長に提出 第一項

内鐵兩大臣に届出
(第四十八條の場合のみ)

鐵道局長に届出、副本地方長官に提出 第一項

内鐵兩大臣及地方長官に届出

内鐵兩大臣及地方長官に届出、運輸開始後のもの副本鐵道局長に提出 第三項

必要から、事務取扱竝に書類提出方に關し、既報の通、土木、監督兩局長名を以て關係官廳及軌道營業者に於て夫々履行

すべき事項を指示し、事務處理上遺漏なきを期した次第であるが、今一應之を次の三項に分つて掲げることとする。

(一) 地方長官ニ於テ履行スベキ事項

一、軌道法施行規則第十七條第一項(運輸開始ノ認可)

ノ處分ニ付テハ鐵道局長ニ通知スルコト

二、同第十九條乃至第二十二條第一項(旅客及荷物運賃

ノ制定竝ニ變更及運輸ニ關スル料金ノ制定)ノ中大正

十二年十二月二十日發甲第一一號土木局長通牒ニ依ル

指定都市ニ於ケルモノニ付テハ意見ヲ附シ副本ヲ内務

大臣ニ進達スルコト(從來通)右ノ中指定都市以外ノ

モノニ付テハ意見ヲ鐵道大臣ニ提出スルコト

三、同第二十三條(運賃料金ノ實施)及第二十四條第三

項(運轉速度及度數ノ實施竝ニ發著時刻ノ變更)ノ届

出中指定都市ニ於ケルモノニ付テハ内務大臣ニ報告ス

ルコト(從來通)

四、同第二十七條ニ依ル準用規定中地方鐵道法施行規則

第二十一條第一項但書(輕易ナル車輛ノ設計變更)及

第二十五條第二項但書(天災事變ニ依ル假設工事ニシ

テ運輸開始後ニ於ケルモノ)ノ届出ニ付テハ其ノ副本

ヲ添附シ内務、鐵道兩大臣ニ報告スルコト

五、職權委任ニ關スル省令第一條(人力又ハ馬力ヲ動力

トスル軌道ニ關スル事項)中運輸開始及其ノ後ニ關ス

ル事項竝ニ第二條第一項第一號(人力又ハ馬力ヲ動力

トセザル軌道ニ關スル事項中輕易ナル工事方法ノ變

更)中運輸開始後ニ關スル事項及第二號(運轉速度及

度數ノ制定及其ノ變更)ノ處分ニ付テハ所管鐵道局長

ニ通知スルコト

(二) 鐵道局長ニ於テ履行スベキ事項

一、軌道法施行規則第二十六條第二項(輕微ナル事故)

ノ届出ニ付テハ地方鐵道ニ於ケル場合ト同様鐵道大臣

ニ報告スルコト

二、同第二十七條ニ依ル準用規定中地方鐵道法施行規則

第四十八條(他ノ陸上運送事業者ト連絡運輸又ハ直通

運輸)及第四十八條ノ二(他ノ陸上運送事業者ト運賃

其ノ他ノ運輸協定)ノ届出ニ付テハ各其ノ副本ヲ添附
シ内務、鐵道兩大臣ニ報告スルコト

三、職權委任ニ關スル省令第三條第一項第一號(運賃ノ

臨時割引)及第二號(運輸ニ關スル料金ノ變更)ノ處

分ニ付テハ關係地方長官ニ通知スルコト

(三)軌道營業者ニ於テ履行スベキ事項

一、軌道法施行規則第十七條第一項(運輸開始ノ認可)

ノ申請ニ付テハ其ノ副本ヲ鐵道局長ニ提出スルコト

二、同第二十八條(地方鐵道法施行規則第二十條但書及

第二十六條ノ認可申請書)ノ申請中内務大臣ニ提出ノ

分ニハ政府所屬ノ車輛ニ付テモ車種、輛數、自重、定

員、積載容積及荷重、最大寸法、固定輪軸距及ボキ

中心間距離ヲ記載スルコト

地方鐵道法施行規則第二十條(車輛設計)ノ申請ニシ

テ運輸開始後ニ於ケルモノニ付テハ其ノ副本ヲ鐵道局

長ニ提出スルコト但シ此ノ場合ニ限り副本ニハ圖面添

附ヲ要セス

三、同第二十七條ニ依ル準用規定中地方鐵道法施行規則

第二十二條(車輛竣功)ノ届出ニ付テハ其ノ副本ヲ鐵

道局長ニ提出スルコト

四、同準用規定中地方鐵道法施行規則第三十條(會社合

併)及第三十二條(軌道讓渡、貸借及營業、運轉ノ管

理委受託)ノ申請ニ付テハ各其ノ副本ヲ鐵道局長ニ提

出スルコト

五、職權委任ニ關スル省令第一條(人力又ハ馬力ヲ動力

トスル軌道ニ關スル事項)中運輸開始及其ノ後ニ關ス

ル事項及第二條第一項第一號(人力又ハ馬力ヲ動力ト

ザル軌道ニ關スル事項中輕易ナル工事方法ノ變更)

中運輸開始後ニ關スル事項ノ申請ニ付テハ各其ノ副本

ヲ鐵道局長ニ提出スルコト

六、同第三條第一項第一號(運賃臨時割引)ノ申請及届

出、第二號(運輸ニ關スル料金ノ變更)ノ申請ニ付テ

ハ各其ノ副本ヲ地方長官ニ提出スルコト

(參考)軌道法施行に關する件

(大正十二年十二月二十日)
發甲第一一號內務省土木局長通牒

今般軌道法施行規則公布相成同規則第十七條第二項、第二十三條及第二十四條第三項の規定に依る届出の處理並同規則第十九條乃至第二十二條の規定に依る認可は鐵道大臣の權限に屬せしめられ候處左記市内に敷設する軌道及其の市に起點又は終點を有する軌道に關し鐵道大臣が右處分を爲すに方りては當省大臣に合議の上決定することに同省と協議相整居候條右書類を進達せらるるときは同時に貴官の意見を附し其の副本を當省大臣に進達候様御取扱相成度。

記

東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、長崎市、名

古屋市、仙臺市、金澤市、廣島市、吳市、八幡市、鹿兒島市、札幌市、函館市、小樽市、堺市、尼ヶ崎市、新潟市、岡山市、下關市、福岡市、門司市、小倉市、若松市、熊本市、濱松市、豊橋市、岐阜市、静岡市、大牟田市、
尚今回の改正は陸運に關する鐵道大臣の權限が増大するに伴ひ、事務が著しく繁雜となるに至つたので、事務簡捷の意味で改正されたのであらうが、他面地方長官、軌道營業者等の立場から之を見るときは、従前に比し却つて手数を要することゝなつたやうにも思はるゝので、關係事務擔當者の爲に軌道手續一覽表を左に掲げて見た次第であるが、多少なりとも参考となり得れば幸である。

軌道手續一覽

凡例
施法——軌道法
同法施行規則
兩大臣——內務大臣、鐵道大臣
○印四月一日依命通牒に基く補足事項

(一) 一般の部

件名	條文	特許許可	届	經由官廳	副本提出	關係官廳連絡	備考
軌道特許申請	施一—五	兩大臣		地方長官			施第二十七條に依り 地、施第三條準用

工事施行認可前の起業目論見變更(重要なもの)

施六本文

兩大臣

地方長官

同 (輕易なるもの)

六項

兩大臣

〃

工事施行認可申請期限延期

法五

兩大臣

〃

工事施行認可申請

施七十、十二

兩大臣

〃

工事着手、竣功期限延期

法七

〃

〃

工事施行認可後の線路及工事方法變更(重要なもの)

十一、十二

〃

〃

工事着手及竣功

十三

地方長官

軌道工事道路管理者代行

十四、十五

兩大臣

地方長官

軌道敷地を道路敷地に編入

十六

〃

〃

運輸開始認可申請

十七一項

地方長官

〇鐵道局長

同 (實施)

十七二項

兩大臣
地方長官
鐵道局長

軌道敷維持、修繕、工作物使用廢止原狀回復

十八

鐵道大臣

鐵道局長

旅客運賃制定

十九

鐵道大臣

鐵道局長

荷物運賃制定

〃

〃

〃

旅客、荷物運賃變更

二一

〃

〃

運輸に關する料金(制定)

二二

〃

〃

(鐵道局長
運輸開始後)

地方長官は兩大臣に報告

地方長官は業者に通
知、道路管理者は地
方長官に報告、業者
に通知

道路管理者は業者に
通知

〇地方長官は鐵道局
長に處分通知

地方長官手續に當る
道路管理者手續に當
る

施第三十七條に依り
地、施第十三條、第
十五條準用

施第十五條準用

〇一、地方長官は指定
都市に限り意見を付
し内務大臣に進達
〇二、其の他のもの意
見を鐵道大臣に提出

運輸に關する料金(變更)

施二二、二項

鐵道大臣

鐵道局長 地方長官

但し本件は職權委任事項に該當(鐵道局長)

運賃及料金の實施

施二十三、二十四の二

鐵道大臣 鐵道局長 地方長官

○地方長官は指定都市に限り、内務大臣に報告

運轉速度、度數の制定及變更

二四二項、二四の二

鐵道大臣

地方長官 鐵道局長

但し本件は職權委任事項に該當(地方長官)

運轉速度及度數の實施發着時刻の變更

二四三項、二四の二

鐵道大臣 地方長官

鐵道局長

○地方長官は指定都市に限り、内務大臣に報告

軌道の買収(公共團體に於て)

二十五

兩大臣

地方長官

公共團體手續に當る(軌道法第十七條、十九條)

重大なる事故

二十六一項

兩大臣 地方長官

鐵道局長

輕微なる事故

二十六二項

地方長官 鐵道局長

○鐵道局長は鐵道大臣に報告

(二) 第二十七條の規定に依る地方鐵道法施行規則準用の部

件名 條文

特許認可

届

經由官廳

副本提出

關係官廳連絡

備考

會社發起人及組合員の加入脱退

八

兩大臣

地方長官

新設軌道に於ける輕易な線路及工事方法變更

十八

內鐵兩大臣 地方長官

〃

鐵道局長 (運輸開始後)

車 輛 設 計 二十 兩大臣
 ○鐵道局長
 (運輸開始後)

既認可車輛設計變更及増車 (重要なるもの) 二十一項本文
 及二項 ”
 鐵道局長
 (運輸開始後)

輕易なる車輛の設計變更 二十一項但書
 ”
 鐵道局長
 (運輸開始後)

車 輛 竣 功 二十二
 ”
 鐵道局長
 (運輸開始後)

假設工事(重要なもの) 二十五項本文 兩大臣
 ”
 鐵道局長
 (運輸開始後)

同(運輸開始前天災事變) 二十五項本文 兩大臣
 ”
 鐵道局長
 (運輸開始後)

同(運輸 後天災事變) 二十五項但書 地方長官
 ”
 鐵道局長

他鐵道軌道所屬車輛直通運 轉 二十六 兩大臣
 ”
 地方長官 鐵道局長

會 社 合 併 三十六
 ”
 ○鐵道局長

主任技術者選任 三十一
 ”
 兩大臣

軌道讓渡、貸借、營業若は 三十二 兩大臣
 運輸管理委託 三十六 兩大臣
 車輛讓渡、廢止及貸渡 三十三 兩大臣
 營業休止、廢止及會社解散 四十五 兩大臣
 他陸上運送業者と連絡又は 四十六 兩大臣
 直通運輸 四十八 鐵道局長
 同と運賃其の他運輸協定 四十八の二 地方長官
 ”
 ○鐵道局長
 副本添付兩大臣に報告

○内務大臣提出の分
 は政府所屬の車輛
 に付ても所定事項
 記載のこと

○内務大臣提出の分
 は政府所屬の車輛
 に付ても所定事項
 記載のこと

營業報告及統計報告	四十九	兩大臣
商業登記及定款變更	五十一	地方長官
特許狀返納	五十二	" "
軌道買收建設費	五十三	" "
軌道買收營業收入、營業費	五十四	
軌道買收、代價利子及營業	五十五	
廢止、損失、補償、株主配當	五十六	

(三) 職委任に關する省令の部

件名 條文

特許認可

届

經由官廳

副本提出

關係官廳連絡

備

考

人力又は馬力を動力とする軌道

一號 工事施行及工事方法の變更 一一號

二號 運賃、料金の制定及變更 一二號

運轉速度、度數の制定變更 一三號

一號の處分 一二項

二號の處分 一二項

地方長官

地方長官

地方長官

○鐵道局長
(運輸開始及其の後)

地方長官は兩大臣に報告

○鐵道局長に通知 (運輸開始及其の後)

地方長官は鐵道大臣に報告

○鐵道局長に通知 (運輸開始及其の後)

人力又は馬力を動力とせざる軌道

一號 輕易なる工事方法の變更

二一號

地方長官

二號 運轉速度、度數の制定變更

二二號

地方長官

一號の處分

二二項

二號の處分

二二項

運賃臨時割引

三一號

地方長官

運輸に關する料金の變更

三二號

鐵道局長

運賃、料金の處分

三二項

○鐵道局長
(運輸開始後)

地方長官は兩大臣に報告
○鐵道局長に通知
(運輸開始後)

地方長官は鐵運大臣に報告
○鐵道局長に通知

○地方長官

○地方長官

鐵道局長は鐵道大臣に報告
○地方長官に通知

